

住民税

RESIDENCE
TAX

「申告のお知らせ」は2月上旬に郵送

住民税の「申告のお知らせ」を2月上旬に役場税務住民課からハガキでお送りします。税務署から確定申告の用紙やハガキが送付されている人には役場からは通知しません。またハガキが届かない場合でも、申告が必要な人は下記の申告会場及び日程を参考に申告してください。

●住民税の申告をしなければならない人

町内に住所がある人は、原則として申告をしなければなりません。(税務署で確定申告をした人や前年中の所得が給与か公的年金のみの人は、原則申告の必要はありません。)なお、医療費控除などの諸控除を受けようとする人は、申告が必要です。

申告に必要な書類は…

- ①平成25年中の収入や所得の分かる書類(年金や給与の源泉徴収票、事業所得がある人は既に計算している収支内訳書など)
- ②国民年金保険料等の納付額が確認できるもの
- ③生命保険や地震保険などの控除証明書
- ④印かん(シャチハタ不可)
- ⑤医療費控除を受ける人は、病院別等に計算した明細書及び領収書
- ⑥事業所得(商店・農業等)や不動産所得がある人は、収入金額や必要経費を計算した収支内訳書

申告の際の注意

- ①「申告のお知らせ」が複数届いている世帯は、どなたかがまとめて代理申告もできます
- ②医療費の明細書や収支内訳書が整理されていない場合は受け付けできません。用紙は役場税務住民課税務班に備え付けています
- ③生命保険の満期受取金(一時所得)や個人年金(雑所得)もお受取金額によっては申告が必要です。申告の際は証明をお持ちください
- ④遺族年金及び障害年金のみを受給されている方は申告が必要です
- ⑤筑豊農業共済組合や企業年金連合会発行の源泉徴収票のお忘れが例年多いです。金額に関わらず、お受け取りの源泉徴収票はすべてお持ちください。不足している場合は、受付できませんのでご注意ください。

税の申告



町民税・国民健康保険税と所得税の申告の時期が近づいてきました。町では、住民税と所得税の申告の受付を下記の日程で行います。

INCOME
TAX

所得税

確定申告と納税は 2月17日から

事業を営んでいる人や給与以外に収入のあるサラリーマン、地代や家賃収入などがある人は、確定申告をしなければなりません。今年の確定申告と納税は、2月17日からです。毎年、申告期限間近になると税務署の窓口が混雑しますので、申告はできるだけ早い時期に済ませてください。

●申告期限と納期限 ▽所得税、贈与税 3月17日(月)まで ▽個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(月)まで

●問い合わせ

直方税務署

☎ 22局 0880 番まで

住民税の申告が必要な場合があります

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつそれ以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の申告が不要となりました(還付を受けるための申告書を提出することはできます。)但し、所得税の確定申告を要しない場合であっても、個人年金に係る雑所得など住民税の申告が必要な場合があります。不明なときは役場税務住民課税務班にお尋ねください。

●問い合わせ

役場税務住民課税務班

☎ 42局 2111 番まで (内線 233・234)



申告会場及び日程

整理番号札を午前8時50分から配付します。開場後に申告内容を確認し、受付札と交換します。

中央公民館 (第1研修室)

受付時間
午前 9:00～11:30
午後 1:00～ 4:00

- 2月17日(月)
- 2月18日(火)
- 2月19日(水)
- 2月20日(木)
- 2月21日(金)
- 2月24日(月)
- 2月25日(火)
- 2月26日(水)
- 2月27日(木)
- 2月28日(金)



申告される人は、最寄りの会場においでください。

くらの郷 (機能訓練室)

受付時間
午前 9:00～11:30
午後 1:00～ 4:00

- 3月 3日(月)
- 3月 4日(火)
- 3月 5日(水)
- 3月 6日(木)
- 3月 7日(金)
- 3月10日(月)
- 3月11日(火)
- 3月12日(水)
- 3月13日(木)
- 3月14日(金)
- 3月17日(月)